

福祉用具専門相談員指定講習会 講師要件 早見表 (愛知県版)

※講師(医師除く)は、上記の要件に加えて、 それぞれの実務経験・教員歴等を概ね5年 以上有すること	福祉用具専門相談員	保健師・看護師	理学・作業療法士	介護福祉士	社会福祉士	精神保健衛生士	介護支援専門員	※行政職員	医師	福祉用具 プランナー研修修了者	※介護機器相談指導員	1級・2級試験合格者	福祉住環境 コーディネーター	1・2級建築士	※大学院等教員	上記以外の者でその業績を 審査することによって、 当該科目の担当に適任で あると特に認められる者
一 福祉用具と福祉用具専門相談員の役割																
(1)福祉用具の役割	○	○	○							○					○	○
(2)福祉用具専門相談員の役割と職業倫理																
二 介護保険制度等に関する基礎知識																
(1)介護保険制度等の考え方と仕組み		○	○	○	○		○	○							○	○
(2)介護サービスにおける視点																
三 高齢者と介護・医療に関する基礎知識																
(1)からだところの理解		○	○			○			○							
(2)リハビリテーション			○						○							
(3)高齢者の日常生活の理解		○	○	○							○				○	○
(4)介護技術																
(5)住環境と住宅改修	○		○							○		○	○			
四 個別の福祉用具に関する知識・技術																
(1)福祉用具の特徴	○	○	○	○						○	○				○	○
(2)福祉用具の活用																
五 福祉用具に係るサービスの仕組みと利用の支援に関する知識																
(1)福祉用具の供給の仕組み	○	○	○	○						○					○	○
(2)福祉用具貸与計画等の意義と活用																
六 福祉用具の利用の支援に関する総合演習																
福祉用具による支援の手順と 福祉用具貸与計画等の作成	○	○	○	○						○					○	○

※ 行政職員は高齢者保健福祉を担当している者
 ※ 介護機器相談指導員は介護実習・普及センターに配置されている者
 ※ 大学院等教員は大学院、大学、短期大学、介護福祉士養成校、福祉系高等学校等において該当科目または、それと類似する科目を担当する教員